

序

著者	大来 俊子
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
シリーズタイトル	経済協力シリーズ
シリーズ番号	151
雑誌名	アジアNIEsの経済活動の国際化と法整備 : 法と政 策の国際的調整
ページ	iii-xv
発行年	1990
出版者	アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00014603

序

I

アジア経済研究所経済協力調査室では、これまで、発展途上国の経済関係法に関する調査委員会を設け調査活動を行ない、その成果を逐次「経済協力シリーズ」(法律)として刊行してきている。

本書は、1988年度の「発展途上国の経済活動の国際化と法—アジア NIEs—」に関する調査委員会の成果をまとめたものである。

近年、NIEs, ASEAN 諸国の経済活動の国際化につれて、これら諸国の経済関係法について数多くの法整備・発展がみられるようになった(香港とシンガポールでは、従来から経済活動に対する規制は最小限にとどめられており、経済法制の大きな動きは比較的少ない)。そこで、当調査室のこれまでの経済関係法の調査活動の成果を踏まえて、新たにこれら諸国のうち、アジア NIEs について経済活動の国際化に留意しつつ、経済関係法の整備・発展を調査した。

経済活動の国際化とは、物、資本、技術、情報、人の国際交流が活発化することであり、また、それは、各国経済社会の相互依存関係を深めると同時に、国際通商・投資を拡大することでもある。アジア NIEs においても、近年、北米、日欧、東南アジア、中国・東欧などと国際的経済活動の対象地域が拡大されるとともに、経済活動の国際化の動きが活発化しているが、それは次のような状況から窺える。

アジア NIEs 経済の国際的活動は、従来、商品貿易を通じて行なわれてきており、対外貿易額は1987年には3344億ドル（輸出総額1779億，輸入総額1565億）で、日本の貿易額3787億ドルに迫ってきている⁽¹⁾。また、アジア NIEs の対外投資は80年後半に入ってから活発化しており、特に ASEAN への直接投資が激増している。さらに、韓国と台湾は、徐々にではあるが技術輸出実績を増してきた。

アジア NIEs への対内直接投資も1980年後半には増大しており、韓国と台湾へのそれは激増した（ただし、88年後半から89年前半には鈍化がみられる⁽²⁾）。韓国と台湾の対内外投資の激増の要因の一つに対内投資の原則自由化、為替管理の緩和（内外資本移動の規制緩和）、対外投資の支援体制の整備があげられよう。また、両国の技術導入は近年急速に拡大している⁽³⁾。

このような経済活動の国際化を通じて、アジア NIEs は国際経済社会との相互依存を余儀なくされ、その経済運営において国際経済環境との協調を求められるにいたった。

本書では、経済活動の国際化の進展に伴い、実体経済の発展や国際経済環境と諸政策との調整に関連して、下記の経済関係法分野においてどのように法ないし政策の対応がなされ、法の整備・発展がなされてきたかを調査した。この調査に当たって共通の目標として各法規群について、(イ)主要項目をあげて4カ国・地域の現行法規の比較検討を行ない、かつ、その特徴ないし差異を明らかにすること、(ロ)国際条約などとの国際的調整に留意すること、を決めたが、各国の経済・産業政策や法政策の違いから、比較する制定法を欠く国、法案準備中などの国もあり、韓国と台湾の2国についてのみ比較した法規群もある⁽⁴⁾。

本書で取り上げた主要な法分野は、物・資本・技術に関する対外経済取引法、競争法、知的所有権法、商事紛争処理手続法である。以下、本書で取り上げた主要な法規について法の整備・発展ないし関連する諸政策の特徴を述べる。

1. まず、対外貿易については、韓国と台湾ではアメリカとの二国間通商交渉（経済の対外開放—貿易，資本，金融，サービスの自由化と知的所有権の保護強化など）を契機として貿易の自由化に向けて貿易政策の転換がなされた。新しい貿易政策を実施するために韓国では1986年対外貿易法が制定され，さらに，89年に改正された。台湾には韓国のような対外貿易を規律する単行法はなく数多くの貿易関係法規が存在するが，現在，貿易法草案の審議がなされている。両国法では貿易摩擦の原因となるような旧法上存在した輸出奨励措置は削除されている。両国の法整備の方向は，従来の輸出促進，輸入抑制というのではなく，対外貿易の振興，公正取引秩序の確立を目的とするものとなっている。

韓国の1986年新法で新設された主要規定には，輸入による産業被害調査制度および不正輸出行為の範囲と類型化に関するものがある。前者は輸入の開放による産業被害を客観的に調査し，国内産業を効果的に保護し，産業発展をはかろうとするものである。なお，この制度は韓国で保護される知的所有権を侵害する物品の輸入にも適用される。後者は公正な貿易を助長し貿易摩擦を事前に防止するために設けられたものである。

不正輸出入行為の一類型として，交易相手国の法令により保護される知的所有権を侵害する物品の輸出入行為が定められている。当該規定の特徴は，韓国で保護されていない知的所有権であっても，交易相手国の法令により保護される知的所有権を侵害する物品である場合，その輸出入行為の規制を可能にしている。また，この規定はGATTウルグアイ・ラウンドTRIP（知的所有権の貿易関連側面）交渉で検討されている不正商品貿易問題に対処するもので，水際において侵害品を取り締る措置である。なお，パリ条約（第9条）は不法に商標または商号を付した商品（不正商品）の輸入規制について定めているのみであり，不正商品の範囲が狭く，現在の国際的不正商品問題に対処するには不十分な規定である。

台湾では上記の韓国法の新設規定は貿易法草案に含まれている。台湾では，輸出品の商標と原産地表示に関する規制は1980年代の初めより行なわれてお

り、不正商品輸出規制に対する水際取締りは輸出貨物の商標模倣および原産地詐称防止弁法（1981～86年）によってなされる。

（本書では取り上げていないが、不正商品の輸出規制に対する水際取締りは、香港では取引表示条例〈刑事特別法〉によってなされうる。シンガポールにはこのような輸出規制に関する法律はない。）

2. 資本取引については、韓国と台湾では1980年後半に外国為替管理の緩和（内外資金移動の自由化）に伴い、内外国直接投資が活発化している（香港とシンガポールでは外国為替取引は原則的に自由である）。両国の外国人投資は原則的には自由化され、商業投資も含めて外資参入分野が大幅に拡大された。韓国の外資導入法令（1966～88年）および台湾の外国人投資条例（1954～89年）と投資奨励条例（1960～87年、1990年には廃止され、これに代わる法律として産業構造格上促進条例草案が公表されている）が改正され、投資促進のための税制上または他の優遇措置は原則的には撤廃された。またGATTウルグアイ・ラウンドTRIM（貿易関連投資措置）交渉で検討されている外国企業に対する輸出義務、国内販売規制などの先進国からは是正の要求が強い貿易制限的規定は、両国の外国投資関連法規から削除された⁽⁵⁾。

対外投資については、韓国では外国為替管理法を中心にまだ規制面が強いが、政府の姿勢は、1980年代後半に入ると単なる対外投資支援から積極的推進政策へと変化してきている。対外投資促進の支援体制一元化のため関係法の制定が急がれよう。台湾では87年7月に外国為替管理が大幅に緩和され対外投資が積極的に推進された。しかし、台湾の対外投資および技術提携審査処理弁法（1962～89年）が改正され、投資額の面から事前許可を得る義務範囲が拡大された。

3. 公正な競争秩序の確立については、アジアNIEs経済の国際的発展に伴い、ますますその必要性が高まり、各国で競争法制が整備されつつある。しかし、競争立法の整備状況は、各国の経済、社会の諸事情（産業の集中、不

当な競争の横行、経済の自由化、民主化、対外開放の進展など）を反映して各国で違いをみせている。韓国では1970年央に競争法が導入され、現行法の独占規制および公正取引に関する法律（1980～90年）に発展した。台湾、香港、シンガポールでは競争法は制定されていないが⁽⁶⁾、台湾では競争法を導入するために公正取引法（案）の審議がなされている。

韓国は、政府主導の開発政策を通じて比較的短期間に経済の高成長を達成してきた反面、大部分の市場で独寡占が進展し、特定企業を中心とする企業の集団化が促進された。国内市場における独寡占化は、輸出市場においてシェアを拡大するために独寡占企業にしばしばダンピングを敢行させることとなった。このような独寡占化は、国内外市場における自由競争経済秩序を歪め、かつ、健全な国民経済の発展を阻害する要因の一つとして作用するようになった。

政府は、1980年代に入り、独寡占の弊害を是正し公正かつ自由な競争秩序の確立（回復）に向けて一連の競争政策を実施するために独占規制および公正取引に関する法律を制定・実施かつ改正してきた。86、90年の同法の改正では、経済力集中の規制強化を目的として企業集団の形成とその拡張防止に重点が置かれるとともに、企業集団を含む事業者の不当な競争制限行為の規制強化がはかられた。また、公正取引委員会の機能の強化や違反行為に対する罰則の強化がなされた。同法の改正による競争政策の運営は市場開放政策の側面からもいっそう必要となってきた。

台湾では、1980年代に入り競争政策・法制の本格的導入準備が進められ、公正取引法（案）が、現在、立法院で審議されている。台湾の公正取引法（案）は、基本的には競争の保護（反独占）と不正競争の防止（競争の公正さの確保）の二つの規制原理から構成されている。公正取引法の第1次草案が82年に起草されて以来、公正取引法の立法化が長期にわたっている要因の一つに、独占規制が厳しすぎること、およびこの法律に上記の二つの規制原理が包摂されていることへの批判がある。

台湾では民間中小企業を中核とする輸出主導の工業化政策の推進において

自由競争が過度に重視された。即ち、企業間の競争に対して政府は不干渉の立場をとる一方、不正競争の禁圧に対しても積極的な政策をとらなかった。そのため、1980年代に入り、国内外市場における台湾中小企業による不正商品取引の鎮圧が重要な法的課題となっており、また、台湾経済の対外開放に向けていっそう公正な競争秩序の確保を必要とするため同法案の見直し（例えば、共同行為禁止の適用除外の規定）が行なわれている。

4. 知的所有権の保護については、アジア NIEs 各国において、その保護強化がなされてきている。1980年代後半におけるアジア NIEs の知的所有権法の整備は、アメリカとの二国間通商交渉を契機として行なわれた。即ち、この交渉においてアメリカはアジア NIEs 各国に対して対米貿易不均衡の是正という課題の下に知的所有権の保護強化を要請した。また、ソフトウェア、半導体チップなどの新しい創造物に対する保護は、アメリカ法と同じものの枠内での保護—例えば著作権法によるソフトウェアの保護—立法が求められた。現在までのところ、アジア NIEs の知的所有権法の整備の方向は、アメリカの要請を受け入れた形で先進国法との国際的調整をはかろうとするものである。

従来、工業所有権や著作権を包含する知的所有権の保護についての国際的調整は WIPO の場を中心に行なわれてきている。しかし、WIPO が管理するパリ条約とベルヌ条約の下では、保護の原則は内国民待遇であり、いずれの条約とも保護の実体規定と権利行使手続については各国法の自由な決定に委ねられている。

このような知的所有権の保護に関する従来の国際的フォーラムとは別に、現在、GATT ウルグアイ・ラウンド TRIP 交渉において知的所有権の保護および権利行使手続について国際的規範の設定が検討されている。GATT の場で知的所有権問題が取り上げられているのは、各国の保護規範などの差異が大きく、これが技術・商品貿易のいっそうの拡大を阻害する要因として認識されるようになったからである。

知的所有権が先進国と NIEs 諸国などとの間で貿易上の問題として浮上してきた背景には、これらの諸国の技術力の向上がある。アジア NIEs において先進国の技術を基礎にして製造された製品がアメリカまたは第三国に輸出され先進国の企業を脅かすようになってきている。また、これらの国においても、技術革新の下に経済活動が展開されており、絶えず先進国から新しい技術を導入しながら自主技術開発体制を確立しようとしている。このようなアジア NIEs の事情が先進国法との調和がとれた知的所有権法の整備への原動力となったと言えるだろう。

アジア NIEs における知的所有権法の整備のされ方について、以下、特許法、著作権法（ソフトウェアの保護）、商標法を中心に述べる。

(1) まず、国際条約への加盟状況については次のとおりである。

パリ条約には韓国のみ加盟している。韓国はこの他に WIPO 設立条約、特許協力条約、ブダペスト条約に加入している。

万国著作権条約には韓国が加入しているが、ベルヌ条約にはアジア NIEs 各国とも加盟していない。

なお、香港には、イギリスがパリ条約、万国著作権条約、ベルヌ条約に加盟しているので、これらの条約は拡張して適用される。

GATT には韓国、香港、シンガポールが加盟しており、台湾は加盟申請をしている。

上記の条約加盟状況から、韓国は知的所有権の保護に関する国際的な法的枠組みへ広く参加して、自国の知的所有権制度の国際化をはかっているといえよう。

(2) 特許法については、韓国は90年の同法改正で先進国型の特許法をもつにいたった。韓国の特許法は現行の日本法に似た点が多く見いだされる。韓国はパリ条約などへの加盟を契機として特許制度の近代化、国際化をはかってきた。また、90年特許法は実体面、手続面とも規定が明確化されるとともに新設規定がおかれ相当広範な改正が行なわれ、特許出願から権利の消滅まで順次に条文を配列して全面的に法整備がなされた。韓国は特許制度を技術

開発の発展の基盤として確立し、さまざまな技術開発支援政策の下に民間の自主技術開発を官民一体となって推進しようとしている。

台湾では、1986年の特許法の改正により、実体規定を先進国の法律に近づけてはいるが、韓国に比べて実体面、手続面とも特許法の国際的調整は遅れている。90年3月に特許法の改正案が出されており、さらに先進国型の法律に近づけようとしている。しかし、台湾の特許法の基本的規定が日本の大正10年法に近いので特許制度を国際化するためには全面改正を必要としよう。台湾の経済が中小企業を中心に発展してきたこととも関係していると思われるが、民間の自主技術開発体制の確立は韓国に比べ遅れている。しかし、技術開発支援政策も徐々にではあるが充実してきており、将来に向けて特許制度の活用が期待されよう。

香港とシンガポールでは、連合王国特許の登録制度を有しており、特許保護水準の点からいえば特許登録法の下に先進国並みのそれが保障されている。けれども、これらの法律は技術導入を容易にしているとはいえ、発明活動を促進しているとは思われない。シンガポールではさまざまな技術開発支援制度を設けているが、香港と同様に特許登録制度を利用する自国人は少ない。なお、香港とシンガポールでは現在独自の特許法案の検討がなされている。

(3) 著作権法によるコンピュータ・ソフトウェアの保護は世界的趨勢であり、アジア NIEs においても近年著作権法を改正してコンピュータ・プログラムが著作物に含まれることを明記した。ただし、韓国は著作権法の特別法としてコンピュータ・プログラム保護法を制定し、プログラムの産業的価値を重視して流通促進の趣旨を明記している。ソフトウェア保護法制の内容としては、台湾が保護期間を創作後30年、韓国は同50年、香港は著作者の死亡の翌年から50年、シンガポールは著作者の死亡の翌年または公表から50年と定め、前二者が後二者より短く規定している以外は、おおむねベルヌ条約の規定に沿ったものの内容となっているといえよう。

(4) アジア NIEs の商標法は、西ドイツ-日本法系の韓国法と台湾法、イギリス法系の香港法とシンガポール法に大別される。

しかし、同じ法系間でも法整備のされ方には違いがある。香港法とシンガポール法は、現行のイギリス法とほぼ同一の内容を有する。ただし、サービスマークの登録制度については、イギリス法は1986年に採用したが、香港とシンガポールはその採用について現在検討中である。韓国の商標法は86年と90年の改正により先進国型の法律を有するようになった。台湾の商標法は商標権について営業と分離した移転の禁止、使用許諾の原則的禁止、2年間不使用による商標登録の取消しなど上記3国に比べて商標法の先進国法との調整では遅れているが、80年代の3回の改正により商標制度の近代化がはかられてきている。なお、韓国法と台湾法はサービスマークの登録制度を採用している。

未登録著名商標の保護は、韓国では不正競争防止法により保護される。この法律は1986年に改正され、不正競争行為の範囲を拡大、規制を強化している。台湾では不正競争防止法は公正取引法案に包摂されて審議中（前述）であるので、未登録著名商標の保護は民法または刑法によってなされる。香港とシンガポールではパッシングオフ（詐称通用）訴訟によりその保護がなされる。

なお、知的所有権侵害に対してNIEsでは民事上の救済が受けられるのはもちろんであるが、近年、刑事上の制裁として厳しい罰則規定が設けられている。

5. 技術導入については、韓国と台湾では、当初、導入技術の選別的政策をとっていたが、経済の自由化、産業構造の高度化に合わせて、従来の規制的な技術導入政策を改め、自由化政策を進めると同時に先端技術導入を促進する措置が講じられるようになった。

韓国では、技術導入に関する法律は、外資導入法と独占規制および公正取引に関する法律（以下、公正取引法という）である。1978年から技術導入の自由化が始まり、83年からは外資導入法による技術導入契約の事前審査が廃止された。当該契約の事後申告・審査制となり、原則的には自動認可制となっ

た。88年には技術導入の原則自由化に向けて申告対象契約範囲を定め、申告が義務づけられる場合を明文化した。また、高度技術の導入促進から高度技術の国内開発・保護のために高度技術の消極的導入政策へと移行してきている。

技術導入契約に含まれる制限的取引条項は、公正取引法に基づき事後審査される。同法に基づく経済企画院告示(1989年改正)により国際契約上の不正取引行為等の範囲および基準が定められている。技術導入契約上の不正取引行為は13類型に分類されており、これらの行為に該当する契約条項は認められない。韓国法の定める制限的条項(不正取引行為)はUNCTADの技術移転国際的行動基準の制限的条項よりも日本の旧技術導入基準のものに近いといえる。

台湾の技術導入に関する主な法律は外国人投資条例と技術合作条例であるが、多くの関連法がある。技術提携契約は事前に審査されるが、当該契約に含まれる制限的条項の審査基準は明文化されていない。特許法に特許実施許諾契約における無効条項として3類型が定められているのみである。なお、公正取引法(案)では不当な制限を条件とする取引の禁止規定を設けている。

技術輸出については、韓国では技術開発促進法により事前申告を必要とする技術輸出契約の範囲が定められており、国内産業に不利な影響を与える内容の契約は認められない。台湾では、対外技術合作契約は対外投資および対外技術合作審査弁法により事前申告を必要とし、それは、台湾の経済発展に有利と判断される内容の契約に限られる。なお、香港とシンガポールでは、技術輸出入契約に対する特別な政府規制はなく、当該契約はコモンローにより支配される。

6. 商事仲裁(商事紛争の処理)については、シンガポールを除き常設仲裁機関を有する。アジアNIEsの仲裁法は大陸法系の韓国法と台湾法、イギリス法系の香港法とシンガポール法の2グループに大別される。各国の仲裁法制整備は一応の水準に達している。韓国法と台湾法、香港法とシンガポール

法はそれぞれ相互に類似する部分が多いが、細部においては相違する部分は少なくない。外国仲裁判断の承認および執行はアジア NIEs の各国法に採用されており、台湾を除いてニューヨーク条約を批准している（香港についてはイギリスが批准している）。1980年代にアジア NIEs は国際取引活動の増加に備えて商事仲裁制度を整備してきているが、各国の国際商事仲裁の利用はあまり多くないといえるだろう。国際商事仲裁の推進の方法は、韓国と台湾では官庁主導であり、香港とシンガポールでは弁護士を中心とする法曹関係者主導という差異がみられる。シンガポールを除く3カ国では商事仲裁とともに調停による商事紛争の解決にも重点がおかれている。

注(1) 『アジア NIEs の産業・貿易構造と国際競争力』、日本開発銀行、1989年、38～39ページ。

(2) 同上書、54～65 ページ；『世界と日本の海外直接投資』、日本貿易振興会、1990年、12、16ページ。

(3) 香港とシンガポールの技術輸出入に関する統計はないが、対内外直接投資額の増大から、その実績の増大が推測されよう。

(4) 香港とシンガポールは輸出入管理法を有するが、貿易取引の自由化というテーマ上、両国法については取り上げていない。

(5) 先進各国（日、米、EC、北欧）が問題ありと指摘している TRIM のうち、先進国側から是正の要求が強い項目は、ローカルコンテンツ要求、輸出要求、輸出入均衡要求、国内販売要求、プロダクトマニフェスト要求等である（日本貿易振興会、同上書、21ページ）。

(6) 香港とシンガポールの制定法のほとんどはイギリス法を母法とする。イギリスでは1948年の独占および制限的取引法制定以来、80年の競争法に至るまで独占を禁止する法律は幾多の改正がなされてきた。しかし、香港とシンガポールでは競争法は制定されることなく、取引表示規制に関して、前者は取引表示条例（刑事特別法）、後者は消費者保護法を有するのみである。なお、これらの法律は、イギリスの取引表示法を母法とする。

II

本調査委員会では、参考資料として下記の翻訳作業を行なった。

(1) 韓国の法令

- 1980～86年独占規制および公正取引に関する法律（谷浦孝雄訳，アジア経済研究所）
- 上記の法律に基づく経済企画院告示：公正取引委員会の事件審決手続に関する規程（1981年5月20日）；流通業界の割引特別行為に対する不公正取引行為指定告示83-62；景品類提供に関する不公正取引指定告示85-2；百貨店業における特殊不公正取引行為指定告示85-3；不公正取引行為の一般指定告示86-4（李吉揆訳）；表示・広告に関する公正取引指針（1982年2月16日）（谷浦孝雄訳，アジア経済研究所）；特別法によって設立された事業者および事業団体に対する独占規制および公正取引に関する法律運用指針（1986年6月17日）（李吉揆訳）
- 1972～86年技術開発促進法，87年同施行令（李吉揆訳）
- 1981～84年韓国技術開発株式会社法（李吉揆訳）
- 1974～87年特許権の取用・実施等に関する規程（李吉揆訳）
- コンピュータ関連発明基準（1984年11月1日）（李吉揆訳）

(2) 韓国の主要特許・商標判例（康東壽，康一字訳編）

(3) 台湾の主要特許・商標・著作権判例（陳佑平訳）

(4) 台湾の類似商標審査基準：公衆欺罔・誤認に関する審査基準（陳佑平訳）

本調査委員会の構成は次のとおりである。

主 査 大 来 俊 子（経済協力調査室）

専門員 土 井 輝 生（早稲田大学教授）

幹 事 石 田 暁 恵（経済協力調査室）

- 委員 岩崎 一生 (立命館大学教授)
古関 宏 (弁理士)
大楽 光江 (亜細亜大学講師)
- 職員 北村かよ子 (経済協力調査室)
高林 茂 (経済協力調査室)
矢谷 通朗 (経済協力調査室)

本書をとりまとめるにあたって、本調査委員会に参加しかつ執筆して下さった方々、翻訳作業をして下さった方々はもとより、この委員会の活動にご協力をいただいた特許庁、公正取引委員会ほか多くの専門家の方々に感謝の意を表したい。

1990年3月

編者